

# 長岡市地域防災計画〔原子力災害対策編〕及び長岡市原子力災害に備えた避難計画修正業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書

## 1 業務の名称

令和6年度 長原安委第4号 長岡市地域防災計画〔原子力災害対策編〕及び長岡市原子力災害に備えた避難計画修正業務（以下「本件業務」という。）

## 2 本件業務の目的

長岡市地域防災計画〔原子力災害対策編〕（以下「地域防災計画」という。）は、令和2年3月31日を最後に改定が留保されている。

また、長岡市原子力災害に備えた避難計画（以下「避難計画」という。）は、平成27年12月15日に策定してから改定されていない。

この間、災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正や防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県原子力災害広域避難計画及び各種マニュアル等の改定等により、地域防災計画及び避難計画に関連する事項は大きく変化し、及び増加している。

当市では次年度以降に地域防災計画及び避難計画の改定を予定しており、本件業務はその改定に先立ち上記変化等に係る事項を確実に反映するとともに、既掲載項目を充実化するために修正を行うものである。

## 3 本件業務の内容

本件業務は次年度以降に予定する地域防災計画及び避難計画の改定に先立ち、その時点修正に係る作業を総合的に実施するものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 地域防災計画の改定及び避難計画の策定から令和7年3月31日までの間における災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正や防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県原子力災害広域避難計画（個別マニュアル含む）及び各種マニュアルの改定等、社会情勢の変化その他計画に関連する事項の遷移を踏まえ、現行の計画における修正すべき事項及び不足する事項（追加すべき事項）を洗い出して整理すること。

(2) (1)により整理した事項を反映させた計画の修正素案を作成すること。

なお、作成に当たっては次の点を踏まえること。

ア 長岡市地域防災計画の内容と整合を図ること。

イ 避難経路・避難所での受入れについて、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が作成した避難者の受け入れに関するマニュアルを踏まえ作成すること。

ウ ジェンダー平等の視点に十分配慮すること。

エ 次年度以降に予定する地域防災計画及び避難計画の改定が容易になるよう配慮すること。

オ その他の修正内容について、当市と協議し作成すること。

カ 修正素案とは別に、修正の内容、現行の計画からの変更点等を概括できる「修正計画の要旨」を資料として作成すること。この場合、計画の記載の一字一句に係る新旧対照表の作成は、不要とする。

キ 修正素案とは別に、現行の計画の記述等のうち修正素案の作成に伴い、修正後の計画から削除されるものについて、これらを概括的に項目として整理するとともに、当該項目のその後の取扱い方針（単純削除すべきこと、特定の運営マニュアルに移管すべきこと等）を記載した「削除事項」を資料として作成すること。

(3) 次の修正関連業務を行うこと。

ア 計画の修正に係る長岡市の部局間内の調整（いわゆる庁内調整）への作業依頼に係る一部資料の作成

イ 計画の修正に係る柏崎刈羽原子力規制事務所及び新潟県への事前協議に係る一部資料の作成

(4) (2)の修正素案、同力の修正計画の要旨及び同キの削除事項について、庁内調整、柏崎刈羽原子力規制事務所及び新潟県との事前協議を経て生じた修正事項等を反映させ、原案を作成すること。

(5) 受託事業者は、当市の求めに応じて、随時、打合せを行うものとし、打合せの場所は、原則として、長岡市原子力安全対策室とする。

#### 4 本件業務に係る委託契約期間

令和6年10月中旬（予定）から令和7年3月14日まで

なお、本件業務に係る流れは、次ページのとおりである。

### 本件業務に係る流れ

時期	受託事業者	原子力安全対策室	庁内関係課
R6. 10中	・受託事業者決定 →契約締結		
下	・ 3 (1) の作業後、修正素案 (修正の要旨等を含む) 作成		
11上			
中			
下	・ <b>修正素案完成</b>	・ 修正素案推敲作業	
12上			
中			
下	・ <b>修正草案完成</b>		
R7. 1上	・ 庁内説明資料作成 ・ 修正草案調整	・ 庁内作業依頼等 ・ 修正草案庁内事務的調整	・ 修正内容の確認等作業
中			
下	・ 調整結果の修正 草案への反映	原子力安全対策室経由で調整結果提出 ※必要に応じて2月上旬以降も	
2上	・ 修正草案に係る柏崎刈羽原子力規制事務所及び新潟県との事前協議資料作成	・ 修正草案に係る柏崎刈羽原子力規制事務所及び新潟県との事前協議	
中			
下	・ 柏崎刈羽原子力規制事務所及び新潟県との事前協議を踏まえた修正草案の修正	・ 修正草案推敲作業	
3上	・ <b>修正原案完成</b>		
中			

※ 時期等は見込みであって、詳細は契約締結後に受託事業者と協議して決定する。ただし、委託契約期間は変えることができない。

## 5 予算額及び成果品

7,590,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

なお、この額は予算額であって、本件業務の委託に係る予定価格ではないこと。

本件業務に係る成果品は、次のとおりとする。

### (1) 修正後の計画に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

なお、全体データとは別に、章、節等の適宜の区分ごとのデータを附属させること。

### (2) 3(2)カの「修正計画の要旨」に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

### (3) 3(2)キの「削除事項」に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

## 6 受託事業者の選考等

本件業務について、簡易評価型プロポーザル方式により最優秀者を選考し、当該者と本件業務の委託に係る随意契約の締結について協議する。

## 7 選考方法

当市職員で組織する選考委員会において、本件プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当するものについて、提案書、プレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に評価し、最優秀者を決定する。

(1) 9の参加資格要件を満たしていること。

(2) 提案書が期限内に提出され、かつ、その記述が11の提案書の作成に係る留意事項を満たしていること。

(3) 見積金額が5の予算額以内であること。

(4) 13のプレゼンテーションに参加していること。

## 8 プロポーザルの実施スケジュール

公告（手続開始日）	令和6年8月23日（金曜日）
参加表明書提出期限	令和6年9月20日（金曜日）
質問書受付期限	令和6年9月20日（金曜日）
質問への回答期限	令和6年9月27日（金曜日）
提案書提出期限	令和6年10月4日（金曜日）
プレゼンテーション実施	令和6年10月9日（水曜日） ～11日（金曜日）
選考結果通知	令和6年10月中旬

※上記日程は見込みであって、変更する場合がある。

## 9 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

(1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること又は新潟県内に本社若しく

は支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 概ね過去5年以内に、本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務を受注した実績を有する者であること。

#### 10 必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

##### (1) プロポーザル参加表明書

###### ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式1	簡易評価型プロポーザル参加表明書	1部
様式2	誓約書 ※当市の入札参加資格者名簿に登録済の場合は提出不要	1部

###### イ 提出方法

持参、郵送(配達確認ができるものに限る。)又はファクシミリのいずれかにより提出すること。ファクシミリの場合は、発信後に必ず電話連絡にて着信を確認し、速やかに原本を提出すること。

###### ウ 提出先

長岡市原子力安全対策室

所在地 〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡 東棟4階

電話 0258-39-2305(直通)

FAX 0258-39-2309

###### エ 提出期限

令和6年9月20日(金曜日)午後5時【必着】

##### (2) 提案書

###### ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式3	提案書表紙	1部
任意	提案書	14部
任意	見積書	1部

イ 体裁等

書類名	体裁等
提案書表紙	他の提出書類とホチキス留めをしないこと。
提案書	(ア) 片面印刷とし、11(2)アからエまでの順に重ねて左側2か所をホチキス留めにする。 (イ) 10ページ（資料等を含み、提案書表紙及び見積書を除く。）を上限とすること。 (ウ) 提案者を特定できる文言（具体的な社名等）を記載しないこと。 (エ) 日本工業規格A4判を縦に使用し、横書きとすること。 (オ) 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ又はカラーの別は問わないこと。
見積書	(ア) 片面印刷とし、他の書類とホチキス留めをしないこと。 (イ) 本件業務の委託に係る契約の主体となる事業者の所在地、名称及び代表者の氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。）のいずれかにより提出すること。

エ 提出先

(1)ウに同じ。

オ 提出期限

令和6年10月4日（金曜日）午後5時【必着】

11 提案書の作成に係る留意事項

(1) 提案書の作成に係る基本的事項

本件プロポーザルは、本件業務に係る具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本件業務の成果品の提出を求めるものではないこと。

なお、本件業務については、委託契約締結後、本説明書及び提案書に記載された内容を踏まえた上で、当市と協議の上、行うものとする。

(2) 提案書に記載すべき事項

審査の対象となる次の事項について、10(2)イの体裁等を踏まえつつ記載すること。

ア 業務実績

概ね過去5年以内に、本件業務の内容と同種の業務又は類似の業務の履行実績3件を上限とし、それぞれについて、次の事項を記載すること。

(ア) 当該業務の名称及び履行期間

(イ) 委託者（発注者）

(ウ) 当該履行実績について、本件業務の実施に当たって有用であり、訴求したい事項

イ 業務実施態勢

4の「本件業務に係る流れ」を考慮した実施態勢を検討し、次の事項を記載すること。

(ア) 担当者の人数及び主たる担当者の氏名並びに業務経歴

(イ) 本件業務の進捗管理方法及び本件業務の実施における当市との円滑な打合せ及び連絡を可能とするための態勢

(ウ) 本件業務を効果的かつ円滑に実施するための態勢について、有用であり、訴求したい事項

ウ 提案内容

2の本件業務の目的、3の本件業務の内容を踏まえ、現時点での修正後の計画に係るイメージ、訴求したい事項等について、貴社の創意工夫を盛り込みつつ記載すること。この場合、図表を用いることや現行の計画の記述等を引用することも差し支えない。

なお、提案内容については、次年度以降に予定する改定までを見据えたものとし、次の事項について必ず記載すること。

(ア) 関係法令等の改正等の反映方法

3(1)の関係法令等の改正等に係る事項について、これらを計画に確実に反映させるための方法

(イ) 修正後の計画の構成イメージ等

・3(2)アからオまでを踏まえた修正後の計画の構成イメージ

エ 業務スケジュール

本件業務に係る手順及びスケジュールを検討し、記載すること。

(3) 関係資料について

提案書の作成に当たり、必要と思われる関係資料の取扱いについては、次のとおりとする。また、当市の他の計画、他機関の計画等ここで記載する資料以外に必要なものについては、提案者において適宜取得等すること。

長岡市地域防災計画〔原子力災害対策編〕	長岡市原子力防災ホームページ ( <a href="https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/notices/">https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/notices/</a> ) から参照すること。 紙ベースでの配付及び貸与は、行わない。
長岡市原子力災害に備えた避難計画	
原子力災害時の屋内退避・避難の行動 (市民向けパンフレット)	

12 本説明書の内容に関する質問書の受付及び回答

10(1)で定めるところにより参加表明書を提出した者は、本説明書の内容について「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式4)により質問することができる。この場合、質問書は電子メールで提出することとし、件名は「プロポーザル質問書(事業者名)」とした上で、電話連絡により必ず送信確認を行うこと。

(1) 質問書の受付及び回答部署

長岡市原子力安全対策室

E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp

(2) 質問書受付期間

参加表明書を提出した日から令和6年9月20日（金曜日）午後5時まで【必着】

(3) 質問への回答

寄せられた全ての質問及びその回答は、参加表明書を提出した全員の者に令和6年9月27日（金曜日）午後5時までに電子メールにより回答する。

※ 上記によるほかは、質問は一切受け付けない。

### 13 プレゼンテーション

(1) 期日

令和6年10月9日（水曜日）～11日（金曜日）（詳細は参加者に別途通知する。）

(2) 会場

アオーレ長岡（詳細は参加者に別途通知する。）

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの参加者は3人までとし、説明者は本件業務に係る委託契約を締結した場合に本件業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。

イ プレゼンテーションの所要時間は、準備及び片付け各5分、説明20分、質疑応答15分の計45分とする。

ウ 追加資料の配付は認めないが、備え付けのスクリーンを使用してプレゼンテーションを行うことは差し支えない。ただし、パソコンは各参加者で用意すること。

エ プレゼンテーションの実施に係る詳細については、参加表明書の提出による参加者の確定後、別途案内文で決定及び通知する。

### 14 選考結果通知

(1) 本件プロポーザルの選考結果は、参加表明書を提出した全員の者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

### 15 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 本説明書に違反した場合

(2) 本説明書で定める手続以外の手段で、選考委員又は当室職員に本件プロポーザルに関する援助を求めた場合

(3) 9の参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合

(6) その他選考委員会が本説明書に違反すると認めた場合

## 16 その他の留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とすること。
- (2) 10(2)で定めるところにより提出された提案書は、返却しないこと。  
また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めないこと。
- (3) 10(2)で定めるところにより提出された提案書の内容に係る著作権法（昭和45年法律第48号）で定める著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。  
また、当該提案書を提出した事業者については、当該提案書につき長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）で定めるところにより情報公開請求があった場合において、同条例で定めるところにより市長が当該提案書を公開しようとするときは、著作権法第18条第1項に規定する公表権を行使しないことにあらかじめ同意したものとみなす。